

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成28年8月18日（木） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 3時45分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 奥山 弘昌
委 員 前島 茂松 渡辺 淳也 浅川 力三 山田 一功
塩澤 浩 水岸富美男 佐藤 茂樹 卯月 政人
宮本 秀憲

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

総合政策部長 吉原 美幸 総合政策部次長 小島 徹
政策企画課長 末木 憲生 地域創生・人口対策課長 宮崎 正志

農政部長 大熊 規義 農政部理事 西野 孝 農政部次長 岡 雄二
農政部技監 渡邊 祥司 農政総務課長 丹澤 尚人 畜産課長 鎌田 健義

警察本部長 飯利 雄彦 刑事部参事官 鶴田 孝一
組織犯罪対策課長 宇野 晃

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎
森林環境部次長 笹本 稔 森林環境部次長 石原 啓史
森林環境部技監 小林 均
森林環境総務課長 市川 美季 環境整備課長 村松 稔
森林整備課長 金子 景一 県有林課 山田 秋津

県民生活部長 布施 智樹
県民生活部次長 上小澤 始 県民生活部次長 弦間 正仁
県民生活・男女参画課長 三井 薫 生涯学習文化課長 深澤 宏幸

リニア交通局長 佐藤 佳臣
リニア交通局次長 上野 直樹 リニア交通局技監 市川 成人
リニア推進課長 依田 誠二

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部次長 前嶋 健佐
福祉保健総務課長 中山 吉幸 障害福祉課長 山本 盛次

県土整備部長 大久保 勝徳
県土整備部理事（次長事務取扱）垣下 禎裕 県土整備部技監 細川 淳
県土整備総務課長 中澤 和樹 都市計画課長 望月 一良

公営企業管理者 一瀬 文昭 企業局長 赤池 隆広

企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 日向 一郎 企業局総務課長 清水 義周

教育長 守屋 守 教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱）小島 良一
スポーツ健康課長 赤岡 重人

行政経営管理課長 上野 良人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 指定管理施設については、利用者の満足度も高く、いずれもおおむね効果的、効率的な運営がなされていた。また、出資法人については、いずれの法人もおおむね設立の趣旨や経営の改革プランに沿って一定の経営努力のもとに運営されていた。

委員からは、改革プランを策定する出資法人が抱える多額の債務について、県民負担を少しでも軽減するためのさらなる経営改善・努力をすべきである、また、指定管理施設については、短時間に震度七という大規模な地震が二度も発生した熊本地震を初め、全国各地で予期せぬ災害が頻発している状況も踏まえ、常に利用者の安全性の確保を最優先に考え的確な対応ができるようマニュアルの整備や訓練を実施する必要がある、などの意見が出された。

また、審査期間中に、相模原市の障害者施設において凄惨な殺傷事件が発生し、当委員会では直ちに、県がかかわる施設の管理運営について、さらなる安心・安全の確保に配慮されるよう緊急アピールを発し、危機管理の徹底を求めたところである。

県は、引き続き、指定管理施設及び出資法人において、その目的に沿った運営が行われるよう、業務内容や経営状況等を徹底的に把握し、適切な指導監督に努めるとともに、県民誰もが理解可能な資料整備を図り、十分な説明責任を果たすよう求めるものとする。

審査の概要 まず、本日の審査順序について、県出資法人関係（総合政策部、農政部、警察本部、森林環境部）、指定管理施設関係（県民生活部、リニア交通局、福祉保健部、県土整備部、企業局、教育委員会）の順で行うこととし、部長等については、所管の法人・施設の審査において、出席を求めることとした。

次に、午前10時から11時15分まで県出資法人関係（途中、午前10時28分から10時49分まで休憩をはさんだ）、午後1時から3時45分まで指定管理施設関係（途中、午後2時6分から2時30分までと午後3時15分から3時40分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

※ 出資法人 山梨県土地開発公社【総合政策部】、（公財）山梨県馬事振興センター【農政部】、（公財）暴力追放運動推進センター【警察本部】、（公財）山梨県環境整備事業団、（公財）山梨県林業公社、（公財）清里の森管理公社【森林環境部】 関係

質疑

（山梨県土地開発公社について）

山田委員 部局審査のときにも質問をしておりますが、まず市川三郷町の大塚地区の拠点工業団地における問題ということで、あの当時もかなりの議論を巻き起こしまし

たが、当時、所管であった企画課長とやりとりする中で、急に担当になって気の毒だなど思うぐらい大きな問題でした。

今回、この調査をする過程、最終的に質問していく中で詰めていって、私的には結論的な部分が出たのですが、これは県だけの問題ではなかったと思います。特に、市川三郷町から買い入れたころの話。最終的に県が責任を負った部分があるんですが、いずれにしろ8月4日に判決が出ました。

そのときに和解に応じている方とそうでない方がいて、和解に応じないということは、金額も非常にふえているのでという、そんな話もさせていただきましたが、判決を受けて、今後どのように対応を行っていくかということについてまずお伺いをしたいと思います。

宮崎地域創生・人口対策課長 委員御指摘のとおり、去る8月4日、東京高等裁判所におきまして一審の被告のうちの一者である個人、こちらとの控訴審判決が出されたところでございます。控訴審判決によりますと、公社の主張が全面的に認められた一審判決を支持いただく形になりまして、控訴棄却という判決が出されたところでございます。この控訴棄却という判決では、被告の土地の元所有者に対しまして、8,317万円余りの損害賠償を命じる内容となっております。この控訴審判決が確定した後に、速やかに催告書を送付いたしまして、損害賠償金の支払いを相手方に求めるという形で進めてまいりたいと考えております。

なお、被告のもう一者であります造成にかかわった土木業者とは、既に和解になっているわけでございますけれども、こちらについては去る8月9日に、業者から和解金1,500万円の支払いを受けているという状況でございます。

山田委員 当時、私も総務委員会に所属していて、あのごみというか、埋設物というか、その山の掘削場面とか、二度にわたって現状を見させていただきました。中には3メートル下からガスボンベが出てきたり、そんな場面も調査する中で、まず当時埋設した業者を特定することはできないだろうと思っていましたが、調査委員会を設置して、よくあそこまで二者を特定することができたと思っております。よくあそこまで行ったなと思っておりますが、まあ、そうはいつでも、二者がそういう形になった中で、今、課長の答弁にあったように、8,300万円、もう一方は1,500万円ぐらいと。金額の多寡もあるのでしょうかけれども、和解に応じないということはそのまま逃げちゃうんじゃないかと。私たちが考えるとなね。だから、今後、県は催告書を送ってということなんですけど、どの時点で持っている財産を差し押さえなり何なりの手続をしていくのか、今後そういうところに移ってくるか、あるいは個人にすぐに自己破産なんかされたら目も当てられないので、せめて持っている不動産の何件かだけは強制執行まで持っているようにしてもらいたいと思うのですが、その辺のスケジュール的なことをお聞かせいただけますか。

宮崎地域創生・人口対策課長 現在、被告がさまざまな資産を持っているということで、公社が把握している個人の不動産等につきまして、顧問弁護士等と相談しながら催告書を送った後に、その相手方の出方にもよるのですけれども、裁判所へ差押えの申し立てをいたしまして、競売を実施するなどの強制的な手続も視野に損害賠償の支払いを求めてまいりたいと考えております。

なお、相手方が、委員がおっしゃられたように自己破産等をやる場合も当然考えられますけれども、そういった相手方の出方も慎重に見極めながら強制的な手続を視野に進めてまいりたいと考えてございます。

山田委員 　　ぜひ、私も当時、総務委員会に所属した中でかかわりを持ったものですから、今後も注視していきたいと思います。ぜひ課長のほうもしっかり県民負担が少なくなるように今後も見守りをお願いして質問を終わります。

（(公財)山梨県馬事振興センターについて）

浅川委員 　　先般、現地調査もさせていただきまして、ありがとうございました。やはりあの施設は山梨県を代表するような施設で、日本有数の施設だと思っておりまして、今回審査意見書に書かせていただきました。

施設整備についてまずお伺いします。本年度新設する本部棟の建設場所はどのような考え方で決定したのかお伺いします。

鎌田畜産課長 　本部棟につきましては、大会運営に必要な本部室や審判室を備えておりますが、日本馬術連盟から、競技場全体を見渡せる場所への建設要望がございましたので、それが可能である障害用馬場に面した場所に建設することといたしました。

浅川委員 　　この観覧席、それから本部棟と、着々と施設整備が、老朽化もしている中で進んでいるように感じておるわけですが、地域の課題もさまざまな部分がありましたが、今後はこの整備について県の考え方がありましたらお示しいただきたいと思います。

鎌田畜産課長 　本県馬術競技場は一部老朽化しているものの、他に引けをとらない施設であると思っております。今後の施設整備については誘致活動に積極的に取り組みつつ、必要な施設の整備について検討していきたいと考えております。

浅川委員 　　計画の中で言及していただければよかったですのですが、厩舎のことについて考えがありましたらお示しいただきたいと思います。

鎌田畜産課長 　厩舎についても、今後、日本馬術連盟等と話し合いを持ちながら、逐次整備について予定を検討してまいりたいと思っております。

浅川委員 　　その部分は今後ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

2つ目に、クロスカントリーコースを活用した大会誘致ということで、先般もクロスカントリーのコースを見させていただきましたが、馬が跳んでいる場面を見たことがないから、どういうふうに跳ぶのかがよくわかりませんが、すばらしい場所だと思っておりますので、このクロスカントリーを活用した大会誘致についてということで、ここに挙げさせていただきました。国内で開催されているクロスカントリーのレースにはどのような大会があるのか、わかる限りで教えていただきたいと思います。

鎌田畜産課長 　国内で実施されている競技種目は3種目ございます。まず、演技の正確さや美しさを競う馬場馬術競技、コース上に設置された障害物を跳び越しながら、ミスなく速く走行する障害馬術競技、馬場と障害の2種目にクロスカントリーを加えた総合馬術競技でございます。

浅川委員 　　現在、国内にどのような大きな大会があるかもあわせて教えてください。

鎌田畜産課長 全国規模の総合馬術大会としましては、全日本総合馬術大会がございます。競技者約100人が参加いたします。全日本ヤング総合馬術大会、こちらは競技者約150人が参加いたします。昨年度から本県馬術競技場で開催されている全日本ジュニア総合馬術大会が、競技者約80人が参加しております。

浅川委員 大きな大会が3つあるようですが、開催地を教えてください。

鎌田畜産課長 総合馬術競技大会を開催できますのは、本県馬術競技場以外では、東京都世田谷区にある馬事公苑、もう一つ、兵庫県の三木市にある三木ホースランドパークの2カ所でございます。

浅川委員 ジュニア選手権で御殿場がかなりいろいろ注目されておるわけでありましたが、御殿場ではこの大会はしていないんですか。

鎌田畜産課長 しておりません。

浅川委員 次の質問に入ります。大会を誘致するためには、ほかの馬術競技場よりも優れた点があることが必要である。本県馬術競技場の優れた点はどのくらいあるのかも教えていただきたいと思います。

鎌田畜産課長 本県馬術競技場は標高約1,000メートルに位置しています。ですから、夏でも涼しくて、大会に参加する馬や選手のコンディションの維持に非常に適しています。また、高速道路を利用することにより、首都圏等から比較的短時間で来ることができ、移動に伴う負担が少ないことなどの点で優れていると考えております。

浅川委員 優れていることはよく私も承知しておりますが、ジュニア選手権が御殿場で開催されるなどのさまざまな部分で使用料収入が減少したという報告も受けております。3つの全日本とかヤングとか各種大会があるわけでありましたが、今後、どの辺にウエートを絞って誘致活動を進めていかれる考えがあるのか教えてください。

鎌田畜産課長 誘致活動につきましては、本年度は馬事振興センターの理事長でもある農政部長が5月と6月に日本馬術連盟を訪問し、理事長をはじめとする役員に馬術競技場の概要や整備状況を説明し、大会の開催を依頼しました。また、加えて、今年6月に関東学生馬術協会を訪問いたしまして、会長をはじめとする役員に誘致活動を行ったところでございます。さらに、今後も含めてあらゆる機会を捉えて誘致活動を行うことが非常に重要になってまいります。ですから、本年7月に本県馬術競技場を会場として開催された全日本ジュニア総合馬術大会の際に来県された日本馬術連盟の理事長ほか役員の方に再度誘致活動を行ったところでございます。今後もこのような誘致活動を強力に進めていきたいと思っております。

浅川委員 誘致活動の話も、部長を先頭に活動していただいておりますが、やはりこの小淵沢は馬の町でありまして、ホースショー等々、全国に誇れるようなイベントも行っておると。地域の方々もそういった意識が非常に強いわけでありまして、今後、この地域の活動をどのように定着させながら行かれるのかも考えがありましたら教えていただきたいと思っております。

大熊農政部長 大会を誘致いたしましたして、本県馬術競技場がより多くの大会で利用されるということは、八ヶ岳南麓地域の活性化にとって非常に有効で重要であると考えております。先ほど課長から説明がございましたとおり、さまざまな誘致活動を行っておりますけれども、本県馬術競技場は、先ほど委員からお話がありましたとおり、馬の町小淵沢ということで、小淵沢の活性化にとって重要な施設でございますけれども、小淵沢だけでなく、北杜市、さらには山梨県全県にとって非常に重要な施設であると考えておりました、今後とも必要な、一部老朽化している施設の整備についても積極的に検討しながら誘致活動をさらに積極的に進めて、地域の活性化、馬事の振興を図ってまいりたいと考えております。

（（公財）山梨県暴力追放運動推進センターについて）

塩澤委員 暴力団に対しては、長きにわたる山梨県暴力団同士の対立もあり、県民は大変厳しい目で見ているのではないかと考えております。そういった中、昨年12月の定例会で渡辺委員が、私も今年の2月の定例会でこの条例の一部改正について伺ったところでありますけれども、これがいよいよ8月1日に施行されました。暴力団排除特別強化地域の設定等が行われたということでございますが、暴力追放運動推進センターでは、この改正条例の周知ということで広報活動をされたと思います。私もテレビ等についてこの間、ステッカーの掲示について紹介されているのを見ましたが、具体的にどのように広報活動を展開したのか伺います。

宇野組織犯罪対策課長 このたび県が改正をいたしました暴力団排除条例の施行は、暴力追放運動推進センターの目的でございます、社会全体の暴力団排除意識の高揚を図るための絶好の機会でございます。したがって、暴力追放運動推進センターといたしましては、暴力追放運動推進センターが主催をしております責任者講習でありますとか、暴力追放運動推進センターのホームページにより改正暴力団排除条例の概要を紹介するとともに、街頭広報活動における広報啓発用品の購入及びその配布、県警察が主催をする広報啓発活動への出席等々を行い、県警察と連携をした広報活動を行っております。

塩澤委員 暴力追放運動推進センターでは、暴力団から離脱する意思を有する者に対する援助事業もされていると伺いましたが、せっかく暴力団から抜けようという気持ちを持って、なかなか抜けられないのも現状かなと思います。この援助事業に関して具体的にどのように推進しているのかお伺いいたします。

宇野組織犯罪対策課長 暴力団からの離脱を希望し、更生を誓う者を一般社会に復帰をさせ、二度と暴力団に戻させないための援助活動につきましては、暴力団の壊滅、弱体化のために非常に重要な事業であるものと考えております。暴力追放運動推進センターでは県警察や他県の暴力追放運動推進センターと連携をしまして、これまで多くの暴力団からの離脱希望者の社会復帰を支援してきたところでございます。改正暴力団排除条例が施行されて、ますます暴力団排除に関する規制が強化される中で、暴力団からの離脱希望者が増加するということが考えられますことから、受け皿となる協賛企業の獲得でありますとか、広域的な援助をするための他県暴力追放運動推進センター等々、関係機関との連携、そのほかの社会復帰のための支援事業というものを継続して推進するように指導してまいりたいと考えております。

塩澤委員 最後にありますが、山梨県暴力団排除条例の改正を契機に、社会全体として、

山梨県として、暴力団排除機運の醸成をさらに進めていくということが本当に必要だなと思います。他県に比べて対立抗争というのが本当に長くて、県民、住民は危険な目に相当遭ってきたと思います。これをさらに醸成して進めていってもらいたいなと思いますけれども、このセンターの役割、それと県警との連携に対してどのような認識で、どのように考えているのか、最後にお伺いいたします。

宇野組織犯罪対策課長 暴力追放運動推進センターは、県内の暴力団排除活動の中核組織として各種広報啓発活動を推進するとともに、年間900人を超える不当要求防止責任者講習を開催するなど、県民等の暴排意識の高揚に努めてきたところでございまして、暴力団排除条例が改正されるなど、社会からの暴力団排除が進展する中で暴力追放運動推進センターの役割はますます増加するものと考えております。暴力追放運動推進センターでは改正条例により、暴力団員の立ち入りを禁止する標章制度が整備されたことを契機に、さまざまな事業者の方々に対し、暴力追放運動推進センターで作成をしている暴力団排除に資するステッカーの掲示をってもらうなど、社会全体として暴力団排除機運が高まるような活動を今後も推進していくこととしております。

一方で、暴力追放運動推進センターの活動によりまして、暴排意識の浸透が図られることにより、各種暴力団情報の提供でありますとか、被害相談等が積極的に寄せられ、県警察では暴力団に対する効果的な取り締まりができることとなります。したがって、暴力団排除機運のさらなる醸成に向け、暴力追放運動推進センターと県警察は緊密な連携を図りながら、暴力追放運動推進センターには県警察による取り締まりと有機的に連動した暴力団排除活動を推進するよう、今後も指導してまいりたいと考えております。

((公財) 山梨県環境整備事業団について)

※ 審査に先立ち、村松環境整備課長より、山梨県環境整備センターの損害賠償請求訴訟について、判決期日の延期が報告された。

山田委員 部局審査のほうでも質問をして、概略は承知しているのですが、当面、私たちの危惧するところは、今後の事業団の収支見通しということでございまして、その進捗について、内容的なことを少しお聞かせいただきたいと思っております。

村松環境整備課長 現在、第2次改革プランに基づき取り組みを進めているところでございますが、プランにおける収支見通しにつきましては、閉鎖決定後の平成26年2月に国が示しております維持管理積立金のガイドラインを参考に策定をしております。例えば、水処理施設にかかる経費につきましては、維持管理期間の当初から埋立期間中の4割弱に低減すると見込んでおりますが、実際にはこうした想定と乖離する部分でありますとか、また、その後の消費増税など、検討条件にも変化が生じているという状況でございます。こうした中、環境整備事業団におきましては、水処理施設につきましては浸出水の水質や量などに応じまして、例えば一連の工程の中で同じ設備が複数あるものについては1つだけにするというような、運転をきめ細かく管理することなどにより電気料の抑制を図るなど、経費の節減に努めているところであります。こうした取り組みによりまして、センターの収支につきましては、年度ごとに変動はあるものの、全体とすればおおむね計画どおり進捗しているところでございます。

山田委員 わかりました。先ほど説明があったように、この裁判の判決の期日が23日以

降になるということで、私も注目をしているところではありますが、現在も一応840万円余りの経費がかかっているということでありまして、ここで私が申し上げたように、普通の住宅メーカーでさえ10年ぐらいは補償するのに、まして瑕疵ですからね。瑕疵担保。見えないところの部分についての補償ということで、大体、契約上2年しかないっていうことのほうがとんでもない話だと私は思っています。もう既に契約して、ここまで進行してしまっていることなのであります。

しかし、整備事業団のほうは、瑕疵が見つかったから2年、検査に1年以上かかるという主張であります。民間同士であれば、裁判所は、時効なり、あるいは除斥期間という問題をどう捉えるのかということなのですが、訴訟の片方が県という行政であるということに対して、瑕疵担保責任が2年という中で認められるかどうか、私も今回注目をしていたところが、残念ながら延期になってしまったということ。これは相手方に何らかのことがあって裁判が延期になるという可能性だと思うのですが、当然、そういう問題が多いので、見つかったから2年、しかし検査に1年かかるから2年以内では請求ができなかったという理屈もわかるんだけど、仮に県の主張が認められても、当然、相手方は控訴してくる可能性が非常に高いと私は思いますので、その控訴された場合の県の負担費用はどの程度見込んでいるんでしょうか。

村松環境整備課長 判決の対応についてということでございますけれども、環境整備事業団が控訴をせずに、相手方のみが控訴した場合には、かかる費用といたしますと、弁護士費用が生じると考えております。ただ、これにつきましては、弁護士との交渉の結果ということになりますので、この場で具体的な額を申し上げることはできません。

山田委員 こういう問題が起こって、県が損害賠償請求しないというわけにも当然いかないわけでありまして、もともとの契約に不備があったと私は思っていますから、それは何度も言うようにやむを得ないとして、今後こういう裁判なり不確定要素を抱えていくわけでありまして、そういう中において今後の改革プランの実際の実施も含めて、経営改善に努めていくということも含めて、今後の御所見を聞いておきたいと思えます。

村松環境整備課長 環境整備センターの収支見通しにつきましては、おおむね計画どおりに進捗していると考えておりますが、経費節減の努力を重ねていくことが極めて重要であると認識しております。現在の第2次改革プランにつきましては、本年度が最終年度になっておりまして、引き続きしっかりと取り組みを進めていくことが重要でありますので、これまでの取り組みなどを検証する中で、今年度中に次期プランを策定いたしまして、事業団と一体となり、しっかりと経営改善の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

山田委員 一応わかりました。基本的な話として、たしか28万立方メートルでしたか、全国的に見れば非常に小さな処分場であって、他県はその倍以上で住民反対運動が起こっているのに、山梨はこんなに小さい中で反対運動が起こったりして、県の行政執行上、非常に不都合があったのもよくわかっています。本当に御苦勞をいただいてきたとは思いますが、県民が注視をしておりますので、今後も適切な執行に努めていただきたいということ要望して質問を終わりたいと思えます。

((公財) 山梨県林業公社について)

山田委員 この林業公社につきましては、この委員会の初めの日から始まって、その後に民事再生手続等、いろいろあったわけですが、まず総負債額と主な債権者、債権額について伺いをいたします。

金子森林整備課長 申し立て時の総負債額は261億2,013万円余でございます。また、主な債権者と債権額についてですが、県が最も多く194億6,795万円余、次に日本政策金融公庫が51億5,845万円余、続いて甲府信用金庫が14億1,197万円余でありまして、この三者で全体の99.7%を占めています。

山田委員 部局審査でも御説明があったように、日本政策金融公庫と甲府信用金庫からの借入金については県が損失補償契約をしているということで、これが51億と14億の合計65億円ですね。具体的にはどういうスケジュールでこれを処理していくのか。解散後に県から直接払い込むのか、あるいは、公社が解散手続をしても、解散という効果は、民間の企業であれば、本来の営業活動はしないけれども、売掛金、買掛金等の回収なりについてはそのまま存続していくという部分があるのですが、この公社はどのような方式をとっていくのかお聞きします。

金子森林整備課長 現在、民事再生手続を進めております。この中で債権者による再生計画を作成して、裁判所に認可をいただくこととなります。その場合におきましても、先ほど委員がおっしゃられたように、日本政策金融公庫と甲府信用金庫からの借入金については損失補償契約によりまして県が債務を承継するということとなりますので、県が支払わなければいけないということとなります。その場合、県の利子負担の軽減を図っていくために、総務省から起債許可を得た上で、第三セクター等改革推進債を活用して一括償還をするという方向で協議を進めてまいりたいと考えております。

山田委員 これは解散ではないから、民事再生ですから、企業を存続させたままやっていくけれども、県が補償しているから、その借入金を……。でも、借入金は県が公社に一旦拠出をして、今言った改革推進債を使って一度に返すと。しかし、改革推進債は公社に残るんですね。ちょっとその説明をしていただけませんか。

金子森林整備課長 今回の民事再生手続は林業公社を再生するのではなくて、林業公社が行っていた分収林事業を再生するということでございますので、公社に一度県が渡してそれを返すのではなくて、県が直接債権者にお返しをするという予定でおります。

山田委員 そうすると、ちょっと私たちが誤認をしていたんだけど、林業公社を廃止って聞いていましたよね。だから、公社の本体は来年の3月で廃止、その時点でいわゆる消滅、解散ですよね。それでいて分収林事業だけを再生にかける。多分、皆さん、そういう認識じゃなかったと思います。きょう、今聞いて初めてわかりましたけど。ちょっとそのいわゆるスキルっていうかな、教えていただけますか。

金子森林整備課長 公社自体は債務を精算しないと分収林事業が継続できないということで、分収林事業を継続していくためには公社の債務を整理していく必要があります。この整理の方法を再生計画として債権者で取りまとめて、これを裁判所に認可をしていただくと。その計画に基づいた債務の弁済は認可決定後、速やかに行いまして、おそらくこれが順調に行きますと1月の末ぐらいになると思います。再生

計画の認可が決定した段階で、その計画に基づいて債務の整理を行いまして、そしてその債務の整理を行った後、3月末をもって林業公社を廃止するという手続を予定しております。

山田委員　　そうすると、確かにその計画はわかります。それから、分収林の契約変更が、一応、88%の同意がとれたということですが、異議申立てが債権者、いわゆるステークホルダーの中から出てくる場合が想定されるのではないかと思います。その場合どういう対応を県は考えているんですか。

金子森林整備課長　　まず、今回の民事再生手続における債権者は、県と金融機関ということになります。土地の契約者はステークホルダーではあるのですが、これは金銭的な債務を今負っているということではございませんので、再生計画の中の債権者には入らないということです。再生計画に基づいて整理をした後、分収林の契約自体は県に引き継がれますので、その引き継がれた契約に基づいて分収林事業を続けていくということになります。ですから、今回の公社の廃止にかかる手続はそのような手続で進められていくということでございます。

山田委員　　今の話を聞いていると県、それから政策金融公庫、それから甲府信用金庫の三者しかない。ただ、今言った関係者が異議申立てをしてくれないという保証は全くないと思うので、当然、弁護士がついているから大丈夫だと思いますけど、私はその辺の公告をしてから2カ月とか1カ月、その経過を見なければわからないと思います。私の言いたいのは、要は、これ以上県民負担を膨らませてもらうのは困るということでもあります。幸い、いわゆる林業の部分は最悪期よりは少し前向きというか、行政や何かでも森林木材を使っていくというような方向になっておりますし、オリンピックも含めて、県産材の利用拡大という話も出てくると思いますが、これ以上、県民負担をふやさないような方向で決着を図っていただきたいということをお願いして質問を終わります。

((株)清里の森管理公社について)

渡辺委員　　部局審査の折には収支状況について幾つか質問をさせていただいたのですが、先日も、現地調査に行きまして、現地を調査させていただき、設立が昭和60年と、その設立から34年が経過して、施設の老朽化が全体的に進んでいるという印象を受けました。そこで、県のほうがこの清里の森について再整備に取り組んでいるとお伺いしているのですけれども、ここで改めてこれまでの再整備の内容、そして今後の計画についてまずお伺いいたします。

山田県有林課長　　平成25年度から清里の森再整備事業に着手しておりまして、これまでに森の音楽堂の内外装の改修や、中の施設である可動式観客席や舞台装置の更新などを行ったところであります。また、老朽化した街路灯の更新なども行っております。

今年度は、森のアスレチックの新設や、森の音楽堂の中で使用可能なドーム式の簡易プラネタリウムの導入などを計画しているところであります。明年度以降になりますが、バーベキュー場の新設、テニスコート、森の工房の改修などを行う計画となっております。あわせて、別荘地内の道路、歩道等の改修も行ってまいりたいと考えています。

渡辺委員　　今、御答弁いただきまして、これまでの整備と、そして今後もバーベキュー場

や道路等、歩道等の整備も進めていくということは理解いたしました。その中で、現地調査の折にも見させていただきました森の音楽堂も近年、再整備が進められていて、外観も大変美しくリニューアルがされておりまして、特に可動式といえますか、収納が可能な観客席ということで、今後、清里の森の公社の中でぜひ中心的な施設、中核的な施設として活用していただけて、さまざまな音楽のイベントですとか、今、プラネタリウムとお答えいただきましたけれども、そんなことにも活用していただきたいと思いますと思うのですけれども、そこで改めて、この森の音楽堂について施設の概要をお伺いするとともに、この音楽堂の今後の活用方法についてもう少し詳しくお伺いします。

山田県有林課長 先ほど委員のほうからもありましたように、森の音楽堂につきましては、可動収納式の観客席が170席ございます。それ以外に通常の椅子が72席ありまして、それを設置しますと最大で242席になります。それと、観客席が可動収納式となっておりますので、音楽イベントだけではなく、卓球などの軽スポーツも楽しめる多目的な利用が可能な施設であります。

また、施設の中にはプロジェクターも設置してありまして、音楽鑑賞会等も行えるようになっております。先ほど話をしましたように、簡易式のプラネタリウムを今年度導入することを計画しておりますので、これらの施設を活用した新たなイベントを企画していきたいと考えているところであります。

渡辺委員 今、御説明を聞いて、ぜひ、森の音楽堂を積極的に活用して、その稼働率を上げて、そこにいらっしゃる別荘の方々を満足させるだけではなく、他県から、あるいは県内からの観光客、あるいは訪問客を誘客していくような努力をぜひとも今後進めていただきたいと思います。森の音楽堂をはじめ、清里の森自体の整備計画が今後こういう展開で進んでいくということは、御答弁の中で、施設の充実が今後も図られていくということをお答えいただいているのですけれども、部局審査のときもお伺いしたのですけれども、収支状況はやはり赤字ということで、今後、清里の森の管理公社の収支改善に向けて改めて県の御所見をお伺いして質問を終わらせていただきます。

山田県有林課長 先ほども説明しましたが、リニューアルした森の音楽堂の新たなイベントの開催と、それ以外に、今後改修を予定しています森の工房、これは、木工や陶芸などが体験できる施設なのですが、そういうところの施設についてホームページなどで広報活動に努めるということ。それと、地元の観光団体や、地元開催のイベントなどと連携を図ることを考えているところであります。これによりまして、清里の森全体が活性化され、収支改善が図られるものと考えているところであります。

- ※ 指定管理施設 山梨県立県民文化ホール【県民生活部】、山梨県立リニア見学センター【リニア交通局】、山梨県立育精福祉センター成人寮、山梨県立梨の実寮【福祉保健部】、山梨県御勅使南公園【県土整備部】、丘の公園【企業局】、山梨県立飯田野球場【教育委員会】関係

質疑

（山梨県立県民文化ホールについて）

前島委員

51に及ぶ指定管理者委託について、本委員会におきまして審査をさせていただき、内容をいろいろと見せていただいたところであります。また、過日は現地視察もさせていただきまして、現場で御尽力をいただいている皆さん方の御意見も拝聴させていただきました。総論的な基本的な考え方として、私の審査の基本は、指定管理者導入への期待感は2つに分かれていますと思っています。その一つは、公共施設の管理運営に当たって、県直営を民間に委託をして、人件費などを中心に管理運営費の節減、効率化をいかに図るかということだと思います。2つ目は、公共施設事業を民間に委託して、民間の経営センス、事業発想による利用収益や事業収入の増加によって、県負担の削減や節減、縮小にいかに関与してもらおうか、そして県民の高度活用を図り、県民福祉に寄与してもらいたい。この2つの視点で見せていただいたところであります。

そうした視点で今回、その対象事業を見せていただいたところで、山梨県立県民文化ホールについてお尋ねをさせていただきます。平成27年の収支決算総計は収入で3億3,200余万円、支出3億2,900余万円で、300余万円の黒字決算を単年度では示しております。その内訳は、施設利用料の収入、事業収入、駐車場収入、その他で計1億7,050余万円。指定管理者委託料は1億6,170余万円の2つの収入構成で、運営収益が51%。指定管理料が49%、ほぼ折半に近い収入財源比率で運営されておりますが、今後、この運営財源の確保比率ということについて望ましいあるべき方向性についてどのようにお考えになっていらっしゃるか、その点をまずお伺いをしたいと思います。

深澤生涯学習文化課長 運営財源の方向性ということでございますけれども、指定管理者制度はそもそもサービス水準の向上と同時に、業務の効率化による経費の節減を図るという2つの目的がございます。こうした目的からも、民間ならではのノウハウを一層発揮していただきまして、基本的には利用者をふやし、利用料金などの収入をふやすことにより、県からの歳出、いわゆる指定管理料のさらなる抑制につなげていきたいと考えています。県民文化ホールの管理運営に当たりましては、これまでもさまざまな取り組みを行う中で収入の確保に努めてきたところでございます。今後もさらなる努力、工夫を重ねまして、利用料などの収入増加を図り、そういった比率を高めていきたいと考えております。

前島委員

次に、一方で、昭和57年開設以来、本県の文化、芸術、舞台公演、各種イベントのメッカ、拠点としての期待と役割を担ってまいりましたけれども、依然として利用率、稼働率のことについてやや伸び悩みの感、60%台に推移しておりまして、その高度活用、利用率をいかに高めるかという点で課題が続いているように思っております。そのためには、いろいろなホールを取り巻く環境問題、交通アクセスの問題だとか、あるいはまた、駐車場問題などが一つの対策の課題に挙げられることも事実であります。その他いろいろと課題はあると思っております。まずその点について、どのように捉えていらっしゃるのか。そして、そのことについてどう取り組もうとしているのかという点についてお伺いをしたい

と思っています。

深澤生涯学習文化課長 利用率の向上を図っていくということは本当に大きな課題だと思っています。文化ホールといたしましては、人気アーティスト等の招聘に向けまして大手プロモーターや関係機関等に対して営業活動等を強化したり、人気や魅力のある事業を企画したり、また、効果的にそういったものの広報活動を実施するなどしまして、利用率の向上を図っているところでございます。

また、駐車場に関しましては、現状251台で対応をしているところでございますけれども、イベント等がある場合、来場者にはできるだけ公共交通機関の利用をお願いしている状況でございますが、そうはいいまして駐車場の利用状況につきましては今後も注視していきたいと考えております。

また、さらに大勢の方々が気持ちよく利用していただけるように、修繕等、老朽化対策も含めまして、施設の環境整備に取り組んでいるところでもございまして、今後もさまざまな取り組みを通じ、少しでも利用率が高められるよう一層努力をしていくという考えでございます。

前島委員

私の所見で感じたことをお話ししますと、建物が老朽化していることも事実ですが、一つは、大型バスなどの駐車場のスペースが非常に少ないこと。それから、いま一つは正面玄関の高齢化社会にとって非常にハードルの高い階段の入り口、正面の状態。それらの問題とあわせまして、御案内のように山梨県では大きな、2,000人を擁するホールは県民文化ホールしかない。その県民文化ホールの中には小ホールが1つあるという状態なんですね。山梨県は全国で見まして、全国大会の誘致率が非常に低い県だというふうに私は平素捉えているわけですね。それはどういうことかということ、メイン会場の大会会場というのは、大体全国組織でいくと1,000人を超える規模の大会が行われる。それに対して分科会会場が最低3つから4つ、5つ必要だという条件がございまして。ところが、サブ会場になるべき場所が、文化ホールの中には小ホール1つしかない。そういうものをどうクリアしていくかということ、例えば、バスでそれぞれ片道15分以内で往来できる甲府市の市民会館だとかアピオなどとの連携。そういうことによって文化ホールをメインとした全国大会が開かれるようなネットワーク、連携。そういう企画がこれから問われていくんじゃないか。

全国大会というようなのは1泊2日、2泊3日で、前か後かでは必ず滞在型で観光を楽しんでもらって帰るといったような、いわゆる山梨県内の相乗効果というようなことを、もっと文化ホールの活用度を高めて取り組む必要があると考えているんです。そういう点で感じたことがありましたら所見を聞きたいと、こう思っています。

深澤生涯学習文化課長 全国大会等々の招聘、誘致に関しまして、現在、文化ホールは単独でいろいろなことももちろんやっておりますが、県内の各文化ホール、町が所有しているところや市が所有しているところと連携を図りまして、いろいろなこと、例えば他施設での催しなどの情報にいたしましても広報をしているところでございます。

そういう中で、例えばそういった全国規模の大会を誘致するに当たっては、そういったネットワークをフルに活用いたしまして、先ほど委員がおっしゃったような、例えば駐車場をどうするのかというようなところもあわせて今後、機会があれば検討して進めていきたいと考えております。

前島委員

最後に、この利用率向上と事業収入の増等によって運営収益の確保をより確実

なものにして、指定管理者委託料の縮減ということについて寄与してもらいたいというのが、私も県の財政事情からして期待をするところでありますけれども、そういう点で指定管理者等々と十分この点について協議を図って、人件費問題などを含めて、できるだけ寄与してもらえようという努力を期待したいと思いますが、その点について御所見をいただきたい。

深澤生涯学習文化課長 県といたしましても、できる限り県からの歳出を抑制したいというふうには考えております。そういう点ではやはり利用率のアップ、向上というものが一つのポイントとなりますので、これからもさまざまな取り組みを行う中で、さらに縮減できるような方向に持っていけるよう、一層努力をしていくという考えでございます。

前島委員 ありがとうございます。

塩澤委員 先だって、現地調査ということで視察をさせていただきましたが、やはり57年に開館ということで、相当あちらこちらで老朽化が進んでいるなということを感じました。その中でいろいろなことを頑張っているなということも改めて感じたのですが、説明によりますと、ここ数年の中で老朽化に対する修繕を年間30件ほどやっているということも伺いましたが、古くなっていくということは修繕が年々ふえていくのだらうということが想像できるのですが、財政事情が厳しくなってくるということで、この施設の修繕、あるいは維持管理にどうやって取り組んでいくのかお伺いいたします。

深澤生涯学習文化課長 施設の維持管理に当たりましては、基本的なことではございますけれども、日ごろからの定期点検でありますとか、保守点検などをしっかり行う中で修繕等の必要性、緊急性などを確認いたしまして、予算の範囲内におきまして優先順位をつけながら計画的に行っているところでございます。今後もこのような考えのもと取り組んでいく考えでございます。

また、特に、主要な設備等につきましては、これまでふぐあいとか故障のあった後に修繕を行うというような事後保全的な維持管理でございましたけれども、ふぐあい、故障が生じる前に修繕とか更新をするという予防保全的な維持管理をできるだけ進めまして、文化ホールの長期使用でありますとか、財政支出の抑制にもつなげていきたいと考えております。

塩澤委員 次に、施設の修繕を含めまして、費用がかかるということは明らかなのですが、費用がかかるということは、その財源も確保しておく必要があると思いますが、利用者の増加を図ってもらって、収入の財源にしてもらうということも必要だと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

深澤生涯学習文化課長 県民文化ホールの安定的な管理運営を行うためには、委員の御指摘のとおり、利用率をアップさせていくということは大変重要なことだと考えております。指定管理者といたしましては、施設の利用拡大を図るため、人気アーティストの招聘に向けまして、全国のプロモーター、アーティスト事務所などへの営業活動を強化するとともに、インターネットとかSNS、また、会員制度というものがございまして、そういったものをフルに活用するなどいたしまして、公演などの情報を的確に、効果的に発信をしてその拡大に努めているところでもございます。

また、女性の指揮者であります西本智実さんですとか、狂言師の野村萬斎さん

らの万作の会にもアドバイザーとして協力をいただきまして、こうした実演家の皆さんと連携をした企画事業の実施をすとか、県民の皆さんが気軽に利用し、楽しめるような参加型の事業を開催するなど、さまざまな工夫をしながら利用率アップ、収入のアップにつながる取り組みを行っているところでもございます。

さらに、公的助成金とか民間からの助成金なども積極的に活用いたしまして、低廉でよりよい公演等を多くの方々に鑑賞してもらうようにも取り組んでいるところがございます。

そういったさまざまな取り組みを行うとともに、県民の皆さんのニーズも踏まえまして、さまざまなジャンルにおきまして質の高い、魅力ある公演等を企画、提供するなどしまして、利用率、収入増につなげていきたいと考えております。

塩澤委員

最後に、27年の12月に公共施設等総合管理計画を策定したということですが、効果的な取り組みを推進していくとして、県民文化ホールとしてはこの計画に沿ってどのように取り組んでいるのか伺います。

深澤生涯学習文化課長

平成27年12月に策定いたしました公共施設等総合管理計画は、本県の将来を見据えた総合的かつ計画的な県営施設等の管理を推進するために策定をいたしましたところでございます。この公共施設等総合管理計画におきましては、社会的ニーズに対応したサービス、施設規模の適正化、また、維持管理コストの縮減、それから将来を見据えたインフラ等への投資、そういった3つの基本的な方針が掲げられておりまして、この方針を踏まえ、施設の点検や維持管理、修繕、更新等の実施方針、また、安全確保や長寿命化などの実施方針、そういったものが示されているところでもございます。文化ホールについても、限られた予算の中でよりよいサービスを提供していくためには中長期的な視点に立って施設の管理運営を進めていく必要があるということから、この計画に掲げる基本的な方針や実施方針、また、これまで文化ホールが独自に進めてきた取り組みなども踏まえまして、県民文化ホール自体の個別の管理計画を策定し、より適切な維持管理につなげていきたいと考えております。

塩澤委員

現地調査の際、指定管理者は、現状の中でふぐあいがあるからいろいろな公演を呼べないということはない、というような話もしておりました。今、34年がたっているということですが、長寿命計画で60年、70年というようなことも聞いていますので、これからまたさらに今まで使っていた34年間と同じような状態で使っていくというのは相当厳しい、難しい話かなと思います。あそこが今ある中で一番大きな施設ということでもありますので、山梨県の文化の発展のために、その施設が末永く使えるようなしっかりした長期的な計画を立てていただきたいと思いますがいかがですか。

深澤生涯学習文化課長

県民文化ホールは委員がおっしゃるとおり、大体60年、70年の耐用年数と我々も認識をしております。現在、34年なので、半分のところの中間点ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画の中にも、長寿命化という共通方針が掲げられており、その中にも予防保全型の維持管理を導入するという方針も掲げられているところでもございます。財政厳しい状況の中でございますが、そういったものも勘案しながら、できるだけ長く使えるような形で維持管理を進めていきたいということです。できるだけよい計画になりますよう、我々のほうも努力してまいりたいと考えております。

卯月委員

やはり現地調査に行った際に触れさせていただきましたけれども、県民文化ホ

ールの収容人数は大ホールが2,000人、小ホールが700人ということですので、全国でドーム公演を行うなど、集客力にたけた人気アーティストのコンサートの開催は難しいのかなと考えておりますが、しかしながら、トップアーティストの中でも、2010年に矢沢永吉さんが訪れて、こういったライブハウスのようなホールもいいねというようなことをおっしゃったように、中規模、小規模の会場をメインに、例えば浜田省吾さんのような、本当にチケットが超入手困難のトップアーティストがコンサートツアーを行っていることもあります。県民満足度の向上とか、芸術文化の発信拠点として、さらなる向上に向けて、こうした公演の積極的な取り組みも強化する必要があるのかなというふうにもまた希望もいたしますけれども、この点についてお答えいただければと思います。

深澤生涯学習文化課長 今、言われますように、例えばスタジアムのようなところで数万人規模のコンサートや公演を行うようなトップアーティストにつきましても、集客力が小さいといえますか、少ないような場所での公演は行わないというような考えがどうもございます。その中で、なかなか開催は厳しいのかなというような状況ではございます。しかしながら、アーティスト事務所などの実施方針とかももちろんございますので、積極的に粘り強く営業活動は行っているところでございます。県民の皆さんに人気が高く、すばらしい公演を見る機会を数多く提供したいという思いは強く持っております。2,000人、700人という規模ではございますけれども、そういった規模を生かしたさまざまなジャンルのコンサートを開催し、魅力ある文化芸術が発信できますよう、引き続き努力していく考えでございます。

卯月委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。人気アーティストの場合、特に満席の会場とかになりますと、危険リスクも高まるかと思ひます。この県民文化ホール、多くの利用者が集まる場所だけに、来場者の安全の確保は常に考えなければいけないと思ひます。いつ災害や事故に見舞われるのか予想できないところではありますけれども、利用者の安全性を確保するためのマニュアルについてはどのようなになっているのかお伺ひをいたしたいと思ひます。

深澤生涯学習文化課長 県民文化ホールでは災害をはじめ、事故、迷惑行為など、文化ホール内や文化ホール外で起こり得る災害等を想定いたしまして、その予防方法でありますとか、発生時の対処方法などを記した危機管理マニュアルを作成いたしまして、職員一丸となり、施設を利用する全ての人が安全・安心に利用できる環境づくりに努めているところでございます。

また、日ごろから施設の利用者や地域とのコミュニケーションを図る中で、例えば声かけといったことも行うなど、防犯、防災にも心がけているところでございます。

卯月委員 この県民文化ホールですけれども、先ほどの皆さんからの質問の中でも、34年が経過したというところでもありますけれども、耐震診断の結果、耐震性ありと診断されたとの説明ではありましたが、熊本地震の発生など、全国各地で災害が起きている状況の中、災害を想定した訓練などは行っているのでしょうか。また、例えば、地震が発生した場合、具体的にどのような対応を行うのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

深澤生涯学習文化課長 県民文化ホールでは、災害が発生した場合、支配人を隊長といたしまして自衛消防隊を結成いたしまして、利用者の避難誘導や応急救護、設備等の停止

措置などに当たることといたしております。毎年12月ごろに定期的な訓練を実施しております。職員同士の連絡体制や、避難誘導経路の確認といったそれぞれの役割について確認を行っているところでございます。また、このほかにも、甲府市との合同での総合防災訓練でありますとか、県とともに国民保護の実働訓練等も行ったところでございます。

また、さらに平成25年7月になりますけれども、消防署に協力をしてもらいまして、実際に開催している公演時に地震を想定した訓練等の実施をしたところでございます。

また、公演中などに地震が起こった場合の対応ということでございますけれども、初動対応といたしまして、主催者、利用者に対する状況説明や、混乱せずに落ち着いて行動するようなアナウンス、また、情報収集をはじめ、舞台、照明、窓ガラス、また看板などの状況がどうなのかという確認、これは二次災害にも備えてでございますけれども、あと、エレベーターの停止、機械室などの火気使用の停止、設備等の電源オフなどを行ってまいります。そういったものを確認した後、非常口などのドアの開扉を行いまして、避難路の確保、避難誘導につなげていく。そういった中で負傷者がいる場合には応急手当といった対応を行うことといたしております。

そういった中で、また、緊急連絡網によりまして、もちろん消防、警察、県など関係機関への連絡、報告などを行うというような対応をとることとしております。

卯月委員 最後になりますけれども、言うまでもありませんけれども、利用者の安全確保が最も重要なことになると思います。どのような場合においても的確な対応が行えるよう、県としても日ごろから指定管理者をよく指導して対応していく必要があると考えておりますけれども、この点についての対応を最後にお聞かせ願いたいと思います。

深澤生涯学習文化課長 委員御指摘のとおり、利用者の安全確保は最優先に行うべきということと考えております。日ごろから設備点検の重要性ですとか必要性、また、職員の防災意識などを高めていくことの重要性、必要性、そういったものを指定管理者ともよく話し合いを行いまして、施設の安全対策や利用者の安全確保にしっかりと取り組んでいくよう指導していきたいと考えております。

（山梨県立リニア見学センターについて）

水岸委員 リニア見学センターは、リニューアルしてから早3年目を迎えるわけですが、ほかの施設の状況などを見ると、今後さらに入館者の減少が懸念されると思います。集客を維持していくためには何か取り組みが必要だと思っておりますが、まずはその辺について伺います。

依田リニア推進課長 より多くの方にリニアについて理解していただくためには、大勢の皆様に見学センターに来館していただくことが必要だと思っております。このため、リニア見学センターの魅力を一層向上させ、より誘客効果の高い施設になるよう、昨年度、展示物のバージョンアップ等を行っております。具体的には、ジオラマの一部追加、映像の導入、超電導リニアの仕組みを解説した映像の制作、子供向けのコンテンツの追加などを行いました。また、県としましては、このほかにも県民向けの体験乗車や、リニアフェスなどの独自イベントを実施して取り組みに努めているところでございます。

また、一方で、指定管理者におきましても、民間企業の運営ノウハウを活用しまして、団体客の確保に向け、旅行代理店への売り込みということで新規ツアーの造成とか提携契約の拡大を図るとともに、個人客の確保に向け、SNSの活用や、テレビ番組の取材、雑誌への掲載、駅へのポスターの掲出、高速道路サービスエリアへのパンフレット配布などを通じまして広報活動を強化しているところでございます。

また、事業面におきましても、ワークショップの充実を図るといような取り組みも行っております。

引き続き効率的な広報活動や旅行代理店への売り込みの強化、また、魅力的なイベントの開催などを継続して行うとともに、他施設との連携なども考えながら誘客活動を一層強化していきたいと思っております。

水岸委員 集客の取り組みとして、本県に大勢訪れている外国人観光客への対応も必要だと思っておりますが、その辺についても伺います。

依田リニア推進課長 集客の取り組みとして外国人観光客への対応も重要だと思っております。これまでもパンフレットの英語対応や、英語や中国語での案内ガイドという対応を行ってきております。さらに、今年度は外国人観光客の受け入れ体制を強化するというので、ジオラマ映像やリニアシアターなどの展示内容につきまして、日本語以外に英語、中国語、韓国語といった多言語化を行っております。また、外国人が来館された場合でも、案内スタッフの説明を通訳を通じて明確に来館者が聞き取れるようにするための、ガイド用デジタル無線機といったものも今年度整備をしております。

また、指定管理者側としましても、パンフレットやホームページにつきまして従来の日本語、英語での対応に加えて、中国語、韓国語での対応の準備を現在進めているところがございます。

また、海外旅行会社との観光商談会といったものに参加するなどしまして、受け入れ体制の強化、インバウンドの増加に向けた取り組みを行っております。引き続き外国人観光客にとっても魅力ある施設となるよう取り組んでまいりたいと思っております。

水岸委員 最後に、本年 11 月には見学センターの近くに都留市農林産物直売所、いわゆる道の駅がオープンしますが、互いの施設が連携を図り、相乗効果を生み出していくことが重要だと考えますが、その点についてお願いします。

依田リニア推進課長 他の施設との連携も非常に重要だと思っております。このうち、都留市農林産物直売所、通称「道の駅つる」でございますけれども、国道 139 号の大原橋東交差点から見学センターに向かう途中に位置してございまして、これまで見学センターではレストラン的なのがなかったわけですが、こちらにはレストランも設置されるということなどから、私どもも期待をしているところがございます。

両施設が連携を図って相乗効果を生み出していくということは非常に重要だと思っております。このため、県と都留市と指定管理者におきまして、施設間の連携に向けた具体的な相談を今もしているところがございます。まずは道の駅オープンを記念しまして、11月20日に都留市でロードレース大会が行われることになっているようでございます。こちらにつきまして、リニア見学センターの指定管理者が協賛を行うということで連携を図ることにしております。

また、今後も引き続きイベントの機会などを通じまして、互いの施設を積極的

にPRするとか、それぞれの施設の状況や課題について話し合う場を設けるなどしまして、さらに連携を密にしていきたいと思っております。

（山梨県立育精福祉センター成人寮の審査資料の訂正について）

※ 審査に先立ち、7月27日の部局審査の際、奥山副委員長から指摘のあった審査資料に関する疑義について、福祉保健部長及び障害福祉課長から審査資料の訂正の説明があった。

資料訂正に対する質疑

山田委員 ただいまの説明ですと、人件費が約200万円ぐらいですね。相談業務ということになると、ここにある、その相談業務にかかる、いわゆる一般管理費の部分はどのようにお考えになっているんですか。

山本障害福祉課長 A3判資料のB表の部分でございます。指定管理業務外の収支につきましては、収入分として施設利用料228万1,434円、支出分といたしまして人件費199万5,945円を計上しております。今、委員から御指摘がございました一般管理費については案分することが困難であることから、指定管理業務からは除かせていただいております。

山田委員 もう1点、そもそもこの最初のデータをつくる元データは当然に法人から提出された財務諸表に基づいてやっているんですよね。にもかかわらず、こういうことが起こってしまうんですか。その原因はどこにあったんですか。

山本障害福祉課長 委員御指摘のとおり、法人から提出された財務諸表に基づきまして、この収支状況の資料を作成させていただきましたが、補足給付分の収入を施設利用料として参入するかどうかについての認識、あるいは自主事業にかかわる人件費を除算すべきかどうかの認識について不見識の部分があったと思われまして、申しわけございませんでした。

山田委員 最後にしますけれども、そういう過程の中で、この介護用品費、研修研究費他がわずかに1,000円だけ、この1,000円が出てくるのが不思議だなと思います。どうして出てきたんですか。

山本障害福祉課長 介護用品費、研修研究費他について1,000円の漏れがあった部分につきましては、特定の項目を算入し忘れたということではなく、法人から提出があった財務諸表を転記する段階で入力の際に誤りがあったということでございまして、チェックの不足によるものでございます。大変お恥ずかしい話でございますが、二度とこのようなことがないようにいたします。

山田委員 これはエクセルだから、普通、違いがあれば最終的な数字が変わってくるじゃない。

山本障害福祉課長 収支の最終的な数字につきましては、収入、支出、それぞれ先ほどの2つの要因がございましたので、そこが合わなくてはいけないということを前提とした作業がなされなかったということが理由になってくると思います。申しわけございません。

飯島委員長 以上で質問を打ち切ります。

この際、委員長から執行部に申し上げます。委員会の審査に供されていた資料に当初から誤りがあったとのことであり、その内容によっては審査の行方に影響を与えかねません。資料の提出には細心の注意を払っていただいているところではありますが、改めてチェックの強化をお願いするとともに、簡潔明瞭で誰もが理解可能な資料の整備や説明に努めていただきますようお願い申し上げます。

（山梨県立育精福祉センター成人寮について）

奥山副委員長 それでは、質問、意見のほうを述べさせていただきたいと思います。先月の 26 日の未明、神奈川県津久井におきまして、審査している育精福祉センター成人寮と全く同じような神奈川県立の施設におきまして痛ましい事件、殺人、そして多くの方がけがをされたという事件が発生しました。その中で、その当日、山日が県内の施設の関係する方から意見をいただいた中で、同様のことがあった場合、自分の施設はどうだろうかという問いに、関係者は、人員の制約もあり予防は難しい、また、無理やり入られてしまえば防ぐのは厳しい、という切実な意見を述べられております。その後、県として障害者支援施設に対してどのような対応をとられたのかまず伺います。

山本障害福祉課長 大変痛ましい事件でございましたが、県といたしましては、事件当日に、当指定管理施設を含めた県内の障害者施設のほか、高齢者施設や保育所等、900 所余りの入所・通所施設に対しまして防犯対策の徹底等について注意喚起を促す通知を発出したところでございます。また、翌 7 月 27 日には、国からの通知がございまして、これを受けまして改めて注意喚起を行わせていただいたところでございます。

奥山副委員長 今回の事件、非常に衝撃的だったのが、犯行に及んだ者がその施設で仕事をしていた人間だったと。施設内のことは当然のことながらよく把握した中での犯行ということで、県内の施設、特に県がかかわっている施設の職員、あるいは職員だった人という、万が一そんなことがあってはいけないというのは、これは誰もが考える部分なのですが、県として今まで勤めていた方で同じような形でやめられた人がいるのかとか情報は得ているのでしょうか。

山本障害福祉課長 相模原の事件は、かつて施設で働いていた人間が容疑者ということでございますが、県内の施設においても、当然、退職等でやめていく人間はいるわけですが、そのほかにつきまして、同様な事案はないものと承知しております。

奥山副委員長 今後、県として障害者施設の利用者の安全を確保するために、どのように取り組んでいくのか話をしていただけたらと思います。

山本障害福祉課長 先ほどの御質問の件につきましては、現在、厚生労働省におきまして相模原市の事件の検証作業が進められていると聞いておりまして、今月 10 日に検討チームが発足したとも聞いていますのでございます。この検討チームが秋ごろを目途に再発防止対策を取りまとめる予定ということでございますので、県といたしましては、国の検討結果を踏まえ、この施設を含めまして、入所・通所を含めた障害者施設等への防犯体制強化に向けた指導や助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

奥山副委員長 厚労省の関係はこれから検討チームをつくってということですが、今現在、育精福祉センター成人寮の夜間の勤務体制、あるいは危機管理の状況、そして今後の具体的な不審者、防犯対策の状況について説明をいただきたいです。

山本障害福祉課長 育精福祉センター成人寮におきましては、入所者が生活する建物が2棟ございます。特に1寮、より重度の方が入所する施設でございますが、こちらは3名、もう一方の2寮につきましては2名の職員が夜勤に当たっておりまして、合計5名で、入所者の就寝後、2時間おきに交互に巡回を行っております。また、別棟となっております事務室につきましては、夜間無人となるため、機械警備を導入しているところでございます。また、施設側では危機管理マニュアルを策定いたしております、職員に再度、周知徹底するとともに、毎月1回、防災訓練を行い、あわせて職員の夜間参集訓練も年1回実施していると聞いております。今回の事件を受けまして、施設の職員に対しましては改めて、夜間の施錠の徹底がなされたほか、防犯用具の設置の検討も行われていると聞いております。

なお、この指定管理者は、社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会でございますけれども、この法人が指定管理を行っている育精福祉センター成人寮のほか、梨の実寮と、この法人が独自に運営する別の障害者支援施設である、みだい寮、この3つは非常に近い距離にございますので、危機に際しての相互支援といった連携対策についても検討がなされていると聞いております。

奥山副委員長 最後になりますけど、育精福祉センター成人寮の利用者の状況、そして今後の経営の見通し、運営方針について伺って質問を終えたいと思います。

山本障害福祉課長 まず、利用者の状況でございますが、昨年度の育精福祉センター成人寮の入所利用者数は男性49名、女性39名の88名でございました。その平均年齢は男性が約38歳、女性が約45歳で、全体としては約42歳。今後、高齢化が進んでいくものと考えております。

経営の見通しにつきましては、今年度の法人の収支計画等を拝見しますと、収入につきましては昨年度並みの収益を見込んでおり、実際に第1四半期の利用料収入もおおむね昨年度と同じ水準を確保しているようです。一方、支出につきましては、昨年度まで県から職員が5名派遣されておりました。これが引き上げられ、プロパーの職員のための体制が今年度からでございますので、職員3名を増員しております。この影響によりまして、昨年同期比で人件費が5.6%ほど増加していると聞いております。

こういったことから、今後は、27年度、4,000万円程度を確保していた収支差も圧縮されていくものと見込んでおりますけれども、経費の節減を図る中で、利用者へのサービスの水準を落とさずに経営がなされるよう努めていくと聞いております。

運営方針といたしましては、先ほど申し上げましたように、徐々に入所者の高齢化が進んできております。施設利用者が健やかに社会にかかわりながら生活を続けていく場として、地域生活への移行が可能な方は積極的にその支援を行いながら、今後も安心して利用が続けられるよう、施設の運営を続けていく方針と聞いておりまして、県としても今後も支援を行ってまいりたいと考えております。

（山梨県立梨の実寮について）

奥山副委員長 先ほどの成人寮のすぐ隣にある梨の実寮について、同じような質問をさせてい

ただけたらと思います。梨の実寮の現在の夜間の勤務体制や危機管理の状況、そして今後の具体的な不審者、防犯対策の状況について伺います。

山本障害福祉課長 梨の実寮におきましては、1階が男性、2階が女性という入所建物の構成になっておりますので、男女各1名、2名の職員が夜勤に当たっておりまして、入所者の就寝後、2時間おきに交互に巡回を行っているという聞いております。また、男性職員は施設の外についても定期的に巡回を実施しているという聞いております。育精福祉センターと同じように、危機管理マニュアルが策定されておりまして、職員に周知するとともに、毎年2回、3月と9月になりますけれども、大規模な訓練を実施しているという状況でございます。

今回の事件を受けまして、施設職員に対して改めて夜間の施錠の徹底がなされたほか、新たに防犯カメラの設置や警備会社への緊急時の情報システムの導入の検討が今なされているところと伺っております。先ほど申しましたように、手をつなぐ親の会の施設間における相互支援の検討がなされている点は先ほどと同様でございます。

奥山副委員長 警備会社への緊急通報システム、いよいよそういったものに頼る時代であるし、万が一のときにいち早く対応できるような形をとるとということ、これは重要なことではないかと思えます。どうしても予算上の部分でそのところが難しいという現実があるわけですが、そうはいえども安全をとという部分で、県のほうでも十分検討していただけたらと思います。

続きまして、梨の実寮の利用者の状況、また、今後の経営の見通し、運営方針について伺います。

山本障害福祉課長 まず、利用者の状況でございますが、昨年度の梨の実寮の施設入所利用者は、男性の方が19名、女性の方が20名の計39名でございました。その平均年齢は男女とも約53歳と、先ほどの育精福祉センター成人寮に増して高齢化が進んでいる状況でございます。

経営につきましては、法人の事業計画書を見ますと、収入は昨年度並みの収益を見込んでおりまして、実際に第1四半期の利用料収入も前年度とほぼ同額の収入を確保しておりますが、人件費につきましては職員2名を増員した影響によりまして、昨年度同期比3.2%の増加という状況になっております。先ほどの育精福祉センター成人寮と同様に、収支差は縮小する傾向に今後あるものと考えておりますが、梨の実寮につきましては、より需要のある生活介護、あるいは就労継続支援B型のサービスに定員をシフトさせ、収支状況の改善に努めていると聞いております。

今後の運営方針といたしましては、同じように地域移行を図りながら、今後とも安心して利用が続けられるような施設の運営を続けていくと聞いておりまして、県といたしましても今後も引き続き支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

（山梨県御勅使南公園について）

渡辺委員 御勅使南公園について、部局審査のときにも質問させていただきましたが、年々利用者の数もふえており、さらに、利用者の満足度も80%以上と、大変高い満足度になっているわけなんですけれども、まず初めに、今後さらなる満足度の向上に向けた取り組みと同時に、利用者をさらにふやすために、何かお考えのことがありましたらまず初めにお伺いいたします。

望月都市計画課長 利用者増に向けましては、施設などのハード面、あるいは催し物等のソフト面の両方で対応していくことを考えております。まず、施設などのハード面につきましては、現在、公園内にありますラグビー場やクロスカントリーコース、健康遊具が配置されたストレッチコースなどのスポーツ施設、遊びや憩いの場を提供する広場や池、良好な緑地景観、環境を提供する赤松林などの施設について、利用者のニーズを把握しながら施設の見直しを図っていきたいと考えております。

また、催し物などのソフト面につきましては、現在、年間を通じましてマツクイムシの影響で園内の樹木の数が減っているため、アカマツを植樹する活動であります、みだい森の樹育てですとか、秋の遠足シーズンに希望する小学生がどんぐりの植えつけを行う、どんぐり課外授業、あるいは各種クロスカントリー大会への協賛などのイベント、講習会などを行っておりますけれども、利用者アンケートを通じまして、利用者のニーズを的確に把握しながらイベントの充実を図っていくことが今後も必要ではないかと考えているところでございます。

渡辺委員 ただいまの答弁で、公園の利用者をより増加させるために、ハード面、ソフト面、施設の充実とイベント事業等のソフト面をあわせて今後取り組んでいかれるということですがけれども、去る7月に任天堂より発売されました「ポケモンGO」というアプリがございましてけれども、全国的にこういった公園等でこのポケモンGO効果によって利用者が増加しているという新聞報道が昨今散見されますけれども、この御勅使南公園においてはそういった変化はあったのか、あるいはこのポケモンGOに対して何か今後、取り組み等を行っていく予定はあるのかお伺いいたします。

望月都市計画課長 マスコミ等の報道があった際に、各公園を調査いたしまして、当御勅使南公園につきましてもゲームの影響で来場者がふえたことを確認している状況でございます。新聞等にもありましたけれども、ポケモンGOを道路上などよりは安全に楽しめる場所としてPRをしまして、公園の利用者増に結びつけていきたいと考えております。

渡辺委員 ぜひこれを機会に公園のさらなる利用者の増に向けて、このポケモンGOを活用していただければと思う反面、全国的に、夕方から夜にかけてや、深夜に散策するという記事もよく見かけます。防犯対策の点もですがけれども、アンケートの意見の中で、森林ゾーンにおいてはちょっとひとり歩きが怖いとのアンケート結果等も出ているのですけれども、今後の防犯対策についてはいかがでしょうか。

望月都市計画課長 まず、現在は午前、午後、それぞれ1回ずつ、園内の巡視、パトロールを行っているわけですがけれども、アンケートの御意見等を鑑みまして、この回数をふやすことや、あるいは防犯カメラの設置等を検討しているところでございます。ただし、防犯カメラにつきましては、管理棟と離れた場所であるために、ケーブルの設置等に変費用を要するということがわかっておりますので、設置台数や設置箇所が課題となっている状況でございます。

渡辺委員 ふえる利用者に対して安全を確保することは大切なことだと思いますので、費用等の問題もあろうかと思いますが、またぜひ慎重に検討してもらえればと思います。

次の質問ですけど、平成26年に山梨県都市公園長寿命化計画を策定したとお伺いしておりますけれども、御勅使南公園のこれまでの実績と将来の計画について最後にお伺いいたします。

望月都市計画課長 平成26年度に策定いたしました山梨県都市公園長寿命化計画につきましては、施設ごとに健全度や緊急度等を考慮し、改修の優先順位をつけまして、費用の平準化を図るよう計画を策定しているところでございます。これまでに御勅使南公園につきましては健康の森ゾーンという場所があるのですけれども、そのあずまや等の休養施設改修工事を実施している状況でございます。10年計画でございますので、将来計画としましては平成36年までに中央広場ゾーンの噴水施設やトイレの改修工事、遊具広場及び徒渉池という池があるのですけれども、こういうところにおきますあずまや等の休養施設の改修工事、あるいは園路の改修工事を計画している状況でございます。大変厳しい財政状況ではございますけれども、都市公園の安全・安心の視点から計画的な更新、補修を実施していきたいと考えているところでございます。

（丘の公園について）

前島委員 丘の公園につきまして意見書を提出させていただきました。8月3日に県議会として現地調査をさせていただき、現地の状況を目の当たりにさせていただきました。そのときはちょうど夏休みの時期でありまして、私たちもそれなりに施設活用がにぎわっているのかなということに関心を持ちながら行きましたけれども、実態は非常に閑散としていて、やっぱり大変なんだなという感じが直感でございました。平成27年度の経理状況について、まず収支決算差額がマイナス4,200余万円となっております。依然として指定管理者の経営は厳しい状況と拝察をしているところでございます。こういう状況が続くということは、指定管理者の立場としても容易ならざる状況ではないかなと、大変心配をしております。

私が申し上げるまでもなく、標高1,000メートル級の高原の事業というのは、何といたっても春と夏と秋のこの3季節をどう頑張るかということだと思っておりますけれども、その状況の中で、依然としてこういう収支の状況が続いていることについて、売上の向上に今後、いかに取り組んでいくかということについては、県を含め、指定管理者が心新たな取り組みを企画したり、事業展開にチャレンジをしていかなければならないのではないかなと感じていまして、その点について指定管理者はどのような営業努力、営業体制を持って臨んでいるのかということを改めて伺いたいと思っております。

清水企業局総務課長 確かに収支決算差額でマイナス4,200万円という状態になりまして、厳しい状況であります。指定管理者においては、ゴルフ事業ではレディース&シニアデー等の各種イベントを実施したり、あるいはまた、早期早割制度の導入などによるサービス向上等、集客強化を進めているところでございまして、例えばそれによる影響だと思うのですが、本年6月のネット予約件数は、前年と比べますと約10%伸びている状態にあります。また、レジャー、レストラン事業では、本年4月に台湾人観光客の誘客を行い、また、8月3日に行われました知事のタイのトップセールスには、これに同行して活動しております。また、今後、独自にシンガポールへの営業を行うということも予定しておりまして、インバウンドへの取り組みを強化しております。

また、まきばレストランですけれども、これについてはワインビーフや、富士

桜パークなど、県産食材を使用したメニューを開発、提供しております。また、グラウンド・ゴルフとアクアリゾートの温泉利用のセット料金の設定といったものなど、収益増のため利用客数を増加させるよう、指定管理者はさまざまな営業努力を行っているところでございます。

前島委員

昭和61年に開設をして、県が直営でやってきたのはちょうど十七、八年間だったと思うんですね。それから平成16年から約10年間は第1回の指定管理者、今は5年対応で2人目の指定管理者ですけども、ずっと通してこの低迷が続いているということについては非常に私たちも厳しいと思っはいるわけですね。しかし、県有林の高度活用を図るためにあれだけの開発を推進してきた。そして、連結会計の純利益の全て十二、三年分を、あるいはもっと投資をして、この事業の展開を進めてきたわけでございます。この事業の行く末は、私は八ヶ岳の発展のいかんにかかわると捉えているんですね。つくった当時、清里駅前周辺はものすごい数の若者が集まりました。第2の軽井沢だと。人波とはこの人のことをいうんだなと思うほどすごい人でしたよね。そういうことで県も期待をかけてやってきたんだけど、こういう現状なんですね。

これを改善していくためには、私は指定管理者と、県で協力をして、もっと営業展開をする。それから、イベントの開催をもっと積極的に企画をする。それから、薄利多売の考え方を導入していくという方法をとったほうがよいのではないかと思います。例えば、清里の森のテニスコートなんかも見せてもらいましたね、この間。あれなんか1万円台の使用料金ですよ。ああいうものを見ても非常に高い。見せてもらったときには誰も利用していませんでした。管理費はかかるわけですので、やっぱりいま少し料金設定について、ゴルフ場も含めてですけども、思い切って工夫したほうが私はいいんじゃないかというふうに思ったりしております。カートを使うわけですから、ほかのゴルフ場の取り組みなんかを見ていて、そんな感想も持っているんですね。そういう点でもう一度、その点での取り組みなんかについて、県の立場として、あるいは管理者の立場として、そういう工夫ということについて一歩期待をしたいと思っはいるんだけどどうでしょうかという点を伺いたいと思っはいます。

清水企業局総務課長 確かに当初、県有林の有効活用、それから、八ヶ岳南麓の振興ということで丘の公園の事業を行ってきたわけですけども、平成5年から赤字になってまいりまして、先生御指摘のように平成16年から指定管理者という形で、毎年1億5,000万円を入れていただいて、その中で県有財産の借地料と、それから当時、65億円ほどの借入金になっていたものを、何とか少しずつでも返せるような形にはなったわけでございますけれども、指定管理者の経営ということで考えますと、今現在、いろいろと燃料費の上昇だとか、この間、御説明したような原因はいろいろあるのですけれども、指定管理者が赤字で続いているわけでございます。

料金についての御指摘もございましたけれども、料金については、条例上、料金は設定してはございますけれども、その範囲内で指定管理者が工夫できるような形になっております。先ほど御説明いたしましたように、レディース&シニアデーというのは、その中のグリーンフィーを安くしたり、それから、今は若者がなかなかゴルフをやらないものですから、中学生、高校生に対して無料で開放するイベントを行ったり、さまざまなことを行ってきております。また、今年に入ってからインバウンドの取り組みとか、さまざまな努力をしてきているわけでございます。

また、では、企業局のほうはどうかといいますと、例を挙げますと、やはり昨

年のグラウンド・ゴルフ場の整備ですね。このところ非常にグラウンド・ゴルフの人口がふえてきているということと、それから、山梨県が全国の中で、人口比率でいえば4番目に競技人口が多いということに着目しまして、企業局としてもグラウンド・ゴルフ場を整備すれば、その利用者数がふえるだろうということで、昨年度、芝生1面、それからクレーの1面を整備したわけでございます。その結果、5,000人ほど利用客がふえたわけでございますけれども、今年度はもう1面のクレーのところも芝生を整備しまして、8月末からは2面16ホールで、これは公認コースなのでございますけれども、整備することとしておりまして、もうすぐ使える状態になるのですけれども、ここでまた利用客がふえることを期待しているところでございます。

そのほかにつきましても、芝が一時期枯れてしましまして評判が悪かった時期があるんですけれども、22年度以降、それを洋芝から夏場に強い芝、野芝にかえるような作業をしてきました。おかげをもちまして、最近、非常にグリーンがきれいになったということで評価を得ているところでございます。

いずれにしましても、いろいろな努力をして、指定管理者とともに利用客がふえるような策をいろいろと講じてまいりたいと考えております。

佐藤委員

今、前島委員のほうから売上の努力ということで質問がありまして、また、清水課長のほうからいろいろな努力をこれからしていくということを伺いましたので、その点につきましては一応、お答えいただいたというふうに思いますので、別のことをお話をしたいと思います。

丘の公園は昭和61年に開業して、その後、アクアリゾート清里を平成8年から営業されているということでございますが、ゴルフ場は30年、アクアリゾートは20年が経過し、施設の老朽化等が進んでいて、今後も引き続き八ヶ岳南麓の観光拠点としての施設運営を行うためには、施設の設備の計画的な更新あるいは改修が必要と考えますけれども、企業局のこれまでの取り組みと今後についてお伺いしたいと思います。

清水企業局総務課長 指定管理者と協議しながら有効かつ緊急性の高いものを優先して修繕を行っているところでございますけれども、ゴルフ場の先ほどの野芝の話もその一つでございます。また、このほか、アクアリゾートの敷石のタイルについて、破損したものや、冬場に凍って盛り上がりってしまったものの修繕といったことを行っております。また、集客施設であることから、利用者からのアンケート調査を踏まえた老朽化対策も行っております。

本年度は、ゴルフ場クラブハウスにおいてはトイレの改修を予定し、アクアリゾートにおいては既にボイラーの主要部分の部品の交換を行ったほか、空調機やトイレなど、比較的大規模な修繕を行う予定でございまして、今後も計画的に修繕を行っていきたいと考えております。

佐藤委員

ありがとうございました。そこで、経理状況についてちょっと要望も含めてなのでございますけれども、県への納付金が23年度に1億2,000万円、27年度は1億5,000万円になっているわけですね。この辺が非常に経営を圧迫しているというか、毎年赤字で、いわゆる指定管理者の事業意欲が減退しないかという危惧をしてしまうのですが、その点いかがでしょうか。

清水企業局総務課長 これは指定管理者の導入の際にプロポーザルの形で提案をいただいて、それに基づいて契約しているところでございまして、今回もその形でございます。基本的にはその中の契約で行っているところでございますし、また、現指定期間

というのは30年度までなのですが、それ以降のあり方については、今年度から検討を進めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 決め事であるということは承知いたしますが、やはり23年から27年までという、ずっと赤字、それも1億2,000万円から1億5,000万円に上がっている部分というのが、現指定管理者の経営陣の方々が、いろいろな経営努力もされているのはよくわかりますが、やはり事業意欲が減退してしまわないかと、それもちょっと心配なんですね。ですから、減額しろとは申しませんが、この辺というのが赤字の要因の一つではないかなという、企業努力だけではうまくいかないところではないかなと思うので、この辺も本当は少し改善といいたいでしょうか、そういったものが必要ではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

清水企業局総務課長 確かに赤字がずっと続いている状態というのは継続性の問題にもなってくることもございます。繰り返しになる部分もございますけれども、30年度まではこの形で、現契約でいきたいと考えておりますが、31年度以降のあり方につきましては、本年度から外部有識者による検討委員会を立ち上げまして、その中で今後のあり方というものを今の問題も含めまして検討してまいりたいと考えております。

山田委員 すみません、事前に意見書を提出していないのですが、たまたま、きのう、グラウンド・ゴルフをやっている人たちから、丘の公園は黒字でよかったねっていう話が出たのですが、さて、黒字っていてもいろいろな考えがありますよね。丘の公園なのか、企業局が黒字なのかとか、そういう部分の話になると、というところで、ずっとこの何年間、収支差額が赤字。そうすると、この会社にまず聞きたいのは、そこまでが契約だからもちろんそれに応募したんだからっていう、それは契約だからいいんですが、この会社がずっと続けていると、少なくともこの何年間で2億円ぐらいの、減価償却が300万ぐらいしかないの、いわゆるキャッシュフローで見たときに……何か、今、顔が見合っちゃったけど、社長さんいますけど、この会社の借入金っていう数字はわかるんでしょうか。

清水企業局総務課長 株式会社丘の公園の借入金という意味で言いますと、約2億円の借入金があるということは承知しております。

山田委員 数字上そう出るし、減価償却と、いわゆるマイナスが一致すればキャッシュフロー上は何とかなっているということなんだけど、ちょっと申しわけないんですが、これ、あと一、二年で指定管理の会社が経営破綻の……社長さんいるので言いにくいけど、我々が見るとどう見てもそういうふうになる。その辺の認識はいかがなんでしょう。

清水企業局総務課長 実は、そこに載せてある数字というのは、共同企業体の決算数字でございます。ニホンターフメンテナンスと清里丘の公園の共同企業体でございますが、それぞれの事業があるのと、それから、丘の公園の自主事業の分はこちらの数字には載っておりませんので、ここまで大きな赤字にはトータルとしてはなっていないという状況はございます。

山田委員 私も、実は、もう一つ何か入れ物があるんじゃないかと。そうじゃなきゃ続きませんから。そこまで我々が立ち入っていいのかわかりませんが、ニホンターフメンテナンスと組んでいるわけですが、いわゆるジョイントの比率はどん

な比率で行っているのでしょうか。JV比率ですね。

清水企業局総務課長 比率の設定はございません。

山田委員 たしか、指定管理に応募する際に、どこがどの部分を責任を持つかとか、どこが最終的な責任を持つのかとか、7対3なのかとか、それは多分、公募の段階で設定されているはずだと思いますが。

清水企業局総務課長 比率の設定はございませんが、代表は株式会社清里丘の公園という格好になっております。

山田委員 長引かせてもいけないので、例えばゴルフ場利用税。我々はゴルフをすればゴルフ場利用税を取られ、そして、あれだけの面積の山林があれば、宅地並みとは言わないまでも、私も市町村の課税はわからないんだけど、本来、固定資産税が多額に発生するはずなんだけど、この決算書を見ても、それも発生していない。実際、固定資産税については、県の所有である場合は発生しないので、県は市町村に対してその相当額を交付金として支払っているはずなんですよ。だから、その辺のところの数値を教えてくださいか。

清水企業局総務課長 丘の公園は県有林の土地を借りておりまして、その借地料を年約6,000万円、森林環境部に対して支払っているという格好になります。その額の4分の1について、山梨県恩賜県有財産土地利用条例に基づきまして地元財産区へ交付しております。したがって、所在市町村交付金については発生しておりません。ゴルフ場利用税と財産区への交付金の金額については、今、調べております。申しわけございません。

山田委員 その金額は、この企業体が払うのか、ここには出ていないけど県がまた別途払っているのかによって、我々の感覚というのはまた変わってくると思うのですが、その辺はどこの財布から出ているのか。

清水企業局総務課長 ゴルフ場利用税につきましては、指定管理者が納付していることとなります。

山田委員 そうすると、ちなみに幾らぐらいなんですかね。ゴルフ場利用税も含めて聞かないと、本当にこの指定管理がどうなのかという真水の部分が全然わかりませんよね。

清水企業局総務課長 これは平成26年度の数字でございますけれども、ゴルフ場利用税につきましては、県に550万円ほど、それから地元の市等に1,700万円ほど納めております。

山田委員 その550万円と1,700万円は、収入で本来受け入れて、支出するはずなんだけど、この資料上には出てきていないから、これは簿外で処理しているんですかね。

清水企業局総務課長 これは一旦、指定管理者の預り金として入って、そのまま納付しますので、収入、支出ともそちらには計上されない格好になります。

また、地元財産区への交付金の額につきましては、1,439万3,000円

になります。

（山梨県立飯田野球場について）

宮本委員 県立飯田野球場について伺いたいと思います。先日、視察に伺ってまいりましたところ、非常に天然芝が青々としたきれいな球場でございまして、あまり日本にはないのかなど。アメリカに行くと、小学校も中学校も高校も全部芝で、野球場は芝が当たり前なのですが、そういった意味では非常に美しい球場で、古さも逆にレトロな感じですごくいいなと思いました。県の類似施設として北富士北麓公園と小瀬スポーツ公園があるんですが、とりわけこの飯田球場は狭い住宅地の中にあるわけですけれども、これの主な今の利用者と、その利用者の地域性、どこの、どういった方々が利用されているのかまず伺いたいと思います。

赤岡スポーツ健康課長 まず、主な利用者でございます。主な利用者は、平成27年度で申し上げますと、そもそもが野球場でございますので、野球の利用者、これが58%。それから、野球で使わないときに、この施設を遊ばせてはいけないということで、グラウンド・ゴルフに開放してございまして、それが42%の利用になっております。その地域性でございますけれども、野球につきましては、甲府市内の関係の方の大会といったような利用が約63%、それから全国大会だとか県レベルの大会の予選であるとか県大会といったようなもの、あるいは県外の方の利用といったものを合わせると37%という利用になっております。

宮本委員 グラウンド・ゴルフはちなみにどんな感じですか。地域性は。

赤岡スポーツ健康課長 グラウンド・ゴルフについては甲府市内の方がほぼ全てということでございます。

宮本委員 野球について、37%の利用は全国レベルの大会ということなので、それは甲府市外と全国の方という、そういったイメージでよろしいんですね。

赤岡スポーツ健康課長 その大会に参加している選手がどこから来ているかということではなく、全県レベル、例えば県中学校選抜野球大会の予選であるとか、あるいは高円宮杯学童軟式野球大会といったような、全国大会の山梨県予選会であるとか、あるいは県レベルの大会の予選会がそこで開催をされているという意味でございます。

宮本委員 先日伺った際も、課長もよく御存じのように非常に駐車場が狭くて、大会があるときは隣にある中央高校の駐車場を借りるということで、どうやって来るんですかと聞いたら、公共交通機関を利用してくださいと言われたので、電車で来るわけにはいかないのかと思ったのですが、そういった意味では、施設として、山梨県の今のモータリゼーションの、自己所有車で行くのには非常に不便な立地にあるのかなという事は感じました。

その意味で、今、とりわけグラウンド・ゴルフ利用のパーセンテージが42%に上がっているということなのですが、そもそも、県が持つ施設であるべきかどうかというところを私も疑問に感じております。私、たまたまある県民の方から、1,000坪の土地を県に寄附したいという話をいただいたときに、執行部にその話を持っていったところ、公益性がないから1,000坪の土地を公園としては使えないみたいなことを回答としていただいたことがあるんですけれども、今のこの数字から見ても、非常に甲府市の利用者の方が多いということで

ありますから、そういった意味では、本当に県がやる必要があるのかということが疑問なのかなと思います。

その意味で、例えば今後、この飯田球場というもののあり方として、地元自治体などに移管して、運営してもらおうといったことなどの可能性というのは検討されているのかどうか伺いたいと思います。

赤岡スポーツ健康課長 今回の段階で甲府市への移管ということは検討しておりません。その理由でございますけれども、移管ということであれば、まず第一に甲府市の意向が重要になってまいりますけれども、現時点で甲府市から移管をしてほしいといった要望はございません。それから、今現在におきましても、野球の全県レベル、あるいは全国を前提とした県レベルの大会で十分利用がされておりますので、この飯田野球場の本来の役割、もちろんグラウンド・ゴルフの利用も高まっておりますけれども、本来の野球場としての機能、意味、存在意義が失われているわけではございません。そういった状況でございます。

宮本委員 もう一つ質問なんですけれども、これは先日、丘の公園にも質問した件なのですけれども、公共性のあり方として、あそこにはああいう公共の施設があると。本音で言えば、当然、民間がその施設を持っていて、キャッシュフローをふやして税収をたたき出してくれたほうが公としてはいいわけじゃないですか。だから、ああいった、飯田というわりと立地がいい場所に、ああいう駐車場がないような県営施設がある。確かに、野球で使われていて、グラウンド・ゴルフでも使われているというのは課長のおっしゃるとおりだと思うんですけれども、緑が丘と飯田野球場とはそんなに遠くないわけですし、場合によっては、小瀬もそうですね。ある意味、飯田野球場をあそこで公がやる必要性が本当にあるのか。そのこともちょっと聞いてみたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 飯田球場ができたのが昭和10年ということでございます。その昭和10年にできたころにはあの辺も多分、空き地が多かったのではないのかなというふうに思います。それから時代も変わって、ほかに小瀬スポーツ公園だとか富士北麓公園だとかいろいろな施設もできた。そういう環境の変化はあるかと思えます。そういう環境の中でも引き続き軟式野球のメッカとして位置づけられて使われているということがございます。県が設置するものが完全に収益を生み出してもうかるかという、必ずしも県の施設のあり方として、またそこは違った面もあるのかなと、考慮しなければならない面もあるのかなと思いますけれども、長い間、昭和10年に設置してからの歴史の中で活用されて、今も活用されているという意義は十分にあるかと思っております。

宮本委員 去年のたしか10月だったかと思うんですが、山梨県の公共施設のあり方というか、今後減らしていく、もしくはふやさないといった方針を出されたのは記憶に新しいかと思うのですが、当然、今後、毎年、大体この県は6,000人人口が減っていて、同時に、例えば6,000人掛ける可処分所得300万円だと18億とか何億とか減ることになるわけですし、企業もいなくなっていると。当然、交付税も減ってくると。そういった中で、どこまで公共施設というのを我々は維持できるのかということも含めて、ぜひ今後お考えいただきたいなということも私の意見で申し上げまして、質問及び意見を終わらせていただきます。

赤岡スポーツ健康課長 今現在、指定管理期間中で、平成30年度まで指定管理期間ということもございまして。その間、東京オリンピックでも今度、野球、ソフトボールが競

技に入ったということで、野球あるいはソフトボールというものに対する県民、それから国民的な勢いというものもまた変わってくるかもしれない。この東京オリンピックをきっかけに変わってくるかもしれない。平成30年度の指定管理の終わりのころ、東京オリンピックを経ての利用状況を踏まえながら、また、甲府市の意向も踏まえ、さらにはまた県としてこの土地をどのように今後利用していくのかというようなことも総合的に考えながら、その時点で検討していくのがよろしいのではないかと考えております。

- その他
- ・ 本委員会が調査した案件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 飯島 修